

議案第 19 号

小城市保育料収納嘱託員設置要綱の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和元年 10 月 24 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市保育料収納嘱託員設置要綱第 7 条 2 項の規定に基づき提出する。

小城市教育委員会告示第 4 号

小城市保育料収納嘱託員設置要綱の一部を改正する告示

小城市保育料収納嘱託員設置要綱(平成 20 年小城市教育委員会告示第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「こども課長」を「保育幼稚園課長」に改める。

第 4 条中「こども課」を「保育幼稚園課」に改める。

第 6 条第 3 項第 1 号中「過年度保育料を」を削り、「100 分の 10」を「100 分の 5」に改め、同号に次のように加える。

ア 滞納リスト等により、嘱託員が滞納者宅等を訪問し収納した金額

イ 2 回目の訪問で、1 回目で納入約束が取れ、嘱託員が訪問し収納した金額

ウ 3 回目以降の訪問で、2 回目以降の訪問時に確約がとれ、嘱託員が訪問して収納した金額

第 6 条第 3 項第 2 号を削り、第 3 号中「100 分の 5」を「100 分の 3」に改め、第 3 号を第 2 号とし、同号に次のように加える。

ア 滞納リスト等により、嘱託員が滞納者宅等を訪問し収納した金額

イ 2 回目の訪問で、1 回目で納入約束が取れ、嘱託員が訪問し収納した金額

ウ 3 回目以降の訪問で、2 回目以降の訪問時に確約がとれ、嘱託員が訪問して収納した金額

エ 嘱託員との約束日以前に、滞納者が直接納入した場合の金額

第 7 条第 1 項中「当月分を翌月 15 日」を「当月分の基本給及び前月分の能率給を当月 21 日」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

小城市保育料収納嘱託員設置要綱（平成20年小城市教育委員会告示第7号）の一部を改正する告示 新旧対照表

現行	改正後（案）
(職務) 第2条 嘱託員は、小城市教育委員会 <u>こども 課長</u> の命を受け、次に掲げる職務を行うものとする。 (服務) 第4条 嘱託員は、<u>こども 課</u> に出勤し、課長に業務についての報告を行うとともに、必要な指示を受けなければならない。 (報酬) 第6条 (略) 2 及び3 (略) (1) 嘱託員が収納業務により <u>過年度保育料</u> を収納した場合 収納金額に <u>100 分の 10</u> を乗じて得た額 (2) <u>嘱託員が収納業務により現年度保育料を収納した場合 収納金額に 100 分の 8 を乗じて得た額</u> (3) 前号以外により収納した場合 収納金額に <u>100 分の 5</u> を乗じて得た額	(職務) 第2条 嘱託員は、小城市教育委員会 <u>保育幼稚園課長</u> の命を受け、次に掲げる職務を行うものとする。 (服務) 第4条 嘱託員は、<u>保育幼稚園課</u> に出勤し、課長に業務についての報告を行うとともに、必要な指示を受けなければならない。 (報酬) 第6条 (略) 2 及び3 (略) (1) 嘱託員が収納業務により _____ 収納した場合 収納金額に <u>100 分の 5</u> を乗じて得た額 ア <u>滞納リスト等により、嘱託員が滞納者宅等を訪問し収納した金額</u> イ <u>2 回目の訪問で、1 回目で納入約束が取れ、嘱託員が訪問し収納した金額</u> ウ <u>3 回目以降の訪問で、2 回目以降の訪問時に確約がとれ、嘱託員が訪問して収納した金額</u> (2) 前号以外により収納した場合 収納金額に <u>100 分の 3</u> を乗じて得た額

	ア 滞納リスト等により、嘱託員が滞納者宅等を訪問し収納した金額 イ 2 回目の訪問で、1 回目で納入約束が取れ、嘱託員が訪問し収納した金額 ウ 3 回目以降の訪問で、2 回目以降の訪問時に確約がとれ、嘱託員が訪問して収納した金額 エ 嘱託員との約束日以前に、滞納者が直接納入した場合の金額 (報酬の支給日) 第 7 条 嘱託員の報酬は、<u>当月分の基本給及び前月分の能率給を当月 21 日</u>に支給する。ただし、その日が日曜日等に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日等をない日を支給日とする。
	(報酬の支給日) 第 7 条 嘱託員の報酬は、<u>当月分を翌月 15 日</u>に支給する。ただし、その日が日曜日等に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日等をない日を支給日とする。